

# 西条市農業委員会 令和2年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和2年4月6日(月) 午後2時00分から午後2時18分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%  
推進委員 出席者 1名 欠席者 1名 出席率 10.00%  
※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	11番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	18番	佐伯 賢造
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	19番	玉井 一男
	3番	徳増 靖記	13番	山田 好一	20番	佐伯 祐介
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	21番	玉井 明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	22番	戸田 博明
	6番	白石利恵子	16番	伊藤 健一	23番	真鍋 美鈴
	7番	西原 昇	17番	青野 武	24番	高橋 忠親
	9番	長谷川孝師				

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第7号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
- 議案第8号 西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について
- 報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	青野 栄一		
事務局 次長	田口 剛洋	東予分室次長	稲見 健

## 7. 議事内容

事務局	<p>ただ今から、令和2年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。</p> <p>皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。</p> <p>はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>【会長挨拶】</p>
事務局	<p>それではここで、4月1日付けで農業委員会へ異動してまいりました職員の紹介をいたします。人事異動に伴います事務局体制は、お手元に配布の資料のとおりです。</p> <p>【職員紹介】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。</p> <p>【会長、議長席に着く】</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、令和2年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>【議事録署名人及び書記の指名】</p>
議 長	<p>まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。</p> <p>高橋 忠親 委員、高橋 悟 委員の両委員をお願いいたします。ただいまの出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。</p> <p>書記については、事務局の渡邊、越智の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。</p>

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

まず、19号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者の夫にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
7ページをお願いいたします。

19号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件を、原案どおり許可することといたします。  
以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。  
〇〇委員、お入りください。  
審議を再開いたします。  
残りの26件について、事務局から説明いたします。

事務局 1号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

2号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

3号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

4号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏、外2名から、所有権の移転を受けようとする申請でございますが、譲渡人との再交渉のため取り下げが提出しております。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

9号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

10号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

11号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

12号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

13号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

14号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

15号は、〇〇の 〇〇 氏が、贈与のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

16号及び22号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を、〇〇の 〇〇 氏から、使用

貸借権設定を受けようとする申請でございます。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

20号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

21号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

23号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

24号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

25号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

26号は、〇〇の 〇〇 が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

27号は、〇〇の 〇〇 が、借地の購入のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、26件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長            ありがとうございます。

3号・4号及び16号・22号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

3号・4号について、報告をお願いします。

地区委員        3号・4号の新規就農希望者につきまして、3月13日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、伊藤委員、安藤委員及び私、西原です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇

氏、〇才であります。〇〇の農地〇筆、1,576 m<sup>2</sup>と〇〇の農地4,198 m<sup>2</sup>を買い受け就農しようとするものです。〇〇は、〇〇氏所有で、〇〇と〇〇は、妻の弟、〇〇 氏所有です。

現在、〇〇氏は定年退職しており時間に余裕がありますが、高齢のため、取得農地に隣接する息子にも手伝ってもらおうそうです。

予定している作目は、栗、みかん、櫛です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏は土木関係の仕事経験があり、機械の扱いにも慣れていることから、就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 続いて、16号・22号について、報告をお願いします。

地区委員 今回の新規就農希望者につきまして、2月28日に東予総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、玉井委員、垂水委員及び私、村上です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇才であります。〇〇の農地2,017 m<sup>2</sup>を買い受け、〇〇の農地2,869 m<sup>2</sup>を使用貸借により就農しようとするものです。

現在、〇〇氏は〇〇の代表取締役であり、飼料・肥料・食肉小売業を行っています。〇〇氏は〇人兄弟の〇男です。兄の〇男、〇〇氏は、平成28年度に新規就農しています。予定している作目は、〇〇はサトイモ、〇〇は水稻です。〇〇の農地東側には、〇男の〇〇氏が経営を行う〇〇があり、そこで農機具を管理します。トラクターは当面の間、レンタルで対応するそうです。

その他、農業委員として、サトイモの病気対策や西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上、26件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

それでは、1号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

2号 問題ありません。

3号、4号、6号、7号 問題ありません。

8号 問題ありません。

9号 問題ありません。

10号、11号 問題ありません。

12号、13号 問題ありません。

14号、15号 問題ありません。

16号、17号、18号 問題ありません。

20号、21号 問題ありません。

22号、23号 問題ありません。

24号 問題ありません。

25号、26号 問題ありません。

27号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上25件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議 長 次に、10ページ、議案第2号 農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の 〇〇 氏が自己住宅を建設しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の 〇〇 氏 外1名が敷地拡張をしようとする申請でございます。

1号と2号については、農地法の手続きをすることなく造成され宅地の一部として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との

始末書が提出されております。

3号は、〇〇の 〇〇 氏が賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の 〇〇 氏が農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、4件であります、地区委員からご意見・ご異議をいただきたいと思ひます。

地区委員 1号、2号 問題ありません。  
3号 問題ありません。  
4号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議ございませぬか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということありますので以上4件を、原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議 長 次に、12ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
13ページをお願いいたします。

167号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇市の 〇〇 氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

1号は、〇〇の 社会福祉法人〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から

所有権移転を受け、障害者福祉サービス生活介護事業所を建設しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 使用貸借権設定を受け、自己住宅を増築しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の 有限会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の 〇〇株式会社 が、〇〇の 〇〇 氏 外2名から所有権移転を受け、貸店舗を建設しようとする申請でございます。

5号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

6号は、〇〇の 有限会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

7号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

8号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

9号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の 〇〇 氏 外1名 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

12号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権

移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

13号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から 所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、14件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。それでは、前回保留の167号から順次お願いたします。

地区委員 167号 問題ありません。  
1号、4号 問題ありません。  
2号、3号 問題ありません。  
5号 問題ありません。  
6号 問題ありません。  
7号 問題ありません。  
8号 問題ありません。  
9号 問題ありません。  
10号 問題ありません。  
11号、12号 問題ありません。  
13号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、14件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 転用事業計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、18ページ、議案第4号、農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
19ページをお願いたします。

1号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、建売住宅するものとして、令和元年11月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。各区分の敷地面積を見直し、当初計画の3棟から2棟に事業内容を変更するため、変更承認を受けようとするものです。

以上、1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上のような内容ですが、委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 1号 問題ありません。

議 長 他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、1件を原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、20ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 21ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の 〇〇 氏が、宅地への進入路を拡幅するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。

申請地は、いわゆる青地のため、まずは、農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入ることになっております。

以上、1件ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員	1号 問題ありません。
議 長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。
	農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議 長	次に、23ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容を、事務局から説明いたします。
事務局	それでは、ご説明させていただきます。 25ページをお願いいたします。  件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書26ページから59ページとなっております。 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、204件、面積は、55万1,266.34 m <sup>2</sup> となっております。 そのうち、所有権移転は、12件、面積は、37,197.00 m <sup>2</sup> となっております。以上でございます。ご審議よろしく願います。
議 長	ありがとうございました。 以上のような内容ですが、ご審議よろしく願います。 なお、47ページ、3073号につきましては新規就農のため、面接を行っておりますので、地区委員から説明をお願いいたします。
地区委員	今回の新規就農希望者につきまして、3月25日に東予総合支所

において面接を行いました。面接を行ったのは、〇〇委員及び私、〇〇です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇才であります。〇〇氏は、〇〇高校の園芸科卒業後、〇〇大学校に進学し、この3月に卒業しました。祖母が所有している〇〇の農地、5,454㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作目は、アスパラガスです。今後は、祖父母や父の指導も受けながら、アスパラガスの規模を拡大していくそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長           ありがとうございます。  
                  委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同           異議なし。

議 長           ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議 長           次に、60ページ、議案第7号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。  
                  議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局           それでは、ご説明させていただきます。  
                  62ページをお願いいたします。  
                  楠の 〇〇氏が、中間管理機構から、〇〇の農地〇筆を、借り受ける申請でございます。  
                  なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。  
                  以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長           以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。

委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について

議長 次に、63ページ、議案第8号 西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について を議題といたします。  
内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
64ページをお願いいたします。

改正農業委員会法に基づき、令和2年1月14日～2月10日までの約1か月間、農業委員等の募集を行いました。最終的な募集結果につきましては、法に基づきまして住所を除いた推薦届と応募届の内容を開示することとなっておりますので、前回の3月総会で皆様にご報告するとともに、市ホームページで公表したところです。

さて、農業委員・推進委員につきましては、法第8条第4項に以下のとおり欠格事項が定められており、

①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者については、委員になることができないことから、刑罰等について照会しましたところ、いずれの皆様も該当しないとの結果を得ました。

最終的な候補者でございますが、まず、議案書とは別にしております別添資料「西条市農業委員候補者一覧表」をご覧ください。

市長からの任命となります農業委員につきましては、24名の定数に対して推薦・応募者は定数と同数の24名でありましたので、この24名全員を農業委員候補者として選任し、6月議会への同意議案提出に向けて事務を進めて参ります。

なお、それ以外の留意事項として、農業委員としての識見・業務遂行能力、認定農業者の過半数要件、利害関係を有しない者としての「中立委員」の配置、青年や女性の積極的な登用についての要件を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、議案第8号の議案資料をご覧ください。

西条市農業委員会会長が委嘱する推進委員は、30名の定数に対して推薦・応募者は定数どおりの30名となりました。つきましては、この30名を候補者として決定することについてのご審議をお願いします。

なお、先の「欠格事項に該当しないこと」以外の留意事項として、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であることと、担当する区域を定めなければならないという要件を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、今回ご審議いただきます、改選前の農業委員会が行えますのは、推進委員候補者を決定することまでであり、候補者を次期農業委員会に申し送りし、改選後の総会で議決することで委嘱することができることになっておりますことを申し添えます。

議長 　ただ今、事務局から委員募集の結果報告と、議案として審議をいただきます「推進委員候補者の選任について」説明がありましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。

委員一同 　異議なし。

議長 　それでは、推進委員候補者についてお諮りします。議案の名簿に掲載されている皆さんを「西条市農地利用最適化推進委員候補者」として選任することを決定することによろしいでしょうか。

委員一同 　異議なし。

議長 　よって、全員を推進委員候補者とすることに決定しました。

#### 報告承認案件

議長 　次に、議案書65ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局 　それでは、ご報告させていただきます。

令和2年2月15日から、令和2年3月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知 を46件、農地法第5条取

下げ願を1件受理いたしております。

ご了承をお願いいたします。

議 長 報告承認案件について、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ないようでございますので、以上で、報告承認案件は終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和2年4月6日 午後2時18分